答 弁 第 九 号昭和五十八年七月二十九日受領

内閣衆質九九第九号

昭和五十八年七月二十九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長福田一殿

衆 議院議員小沢貞孝君提出公衆浴場 確保のための助成等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

_

(質問の 九)

衆 議 院 議 員 小 沢貞孝君提出 公衆 浴場 確 保 \mathcal{O} ため 0) 助成等 に関する 質問 に 対す る答弁

書

一について

公 衆 浴場業者に対する環境衛生金 融公庫による融資に つい ては、 公衆浴場 \mathcal{O} 確 保 0 た 8) 0 特

別措 置 に 関 す る 法 律 に 基づ き、 公衆 浴 場 確 保 対 策 ∅)— 環とし て、 他 0 環 境 衛 生 関 係 営 業 者 に 対

す る 場 合 に 比 べ、、 貸 付 条 件 に 0 ** \ 7 優 遇 措 置 を 講 じ てきているところで あ り、 今 後 とも 厳 V

財 政 事 情 等 を ŧ 踏 まえて 対 処 L て ま 1 り た 1

二について

1 公 衆浴場の 用 に供する固定資産に対 Ù て課する固定資産税に つ V 7 は、 公衆浴場 の公共性

を考慮し、二分の一に軽減する措置を講じて特別に配意しているところで ある。

現 在 5 れ て 1 る 措 置 以 上 0) 軽 減 措 置 を 講 ず ること は、 他 \mathcal{O} 事 業 用 資 産 لح \mathcal{O} 税 負 担 \mathcal{O} 均 衡

を 失 す る お そ れ が あ ること及 び 地 方 財 政 ŧ 非 常 に 厳 L 1 現 状 に あ ること等 \mathcal{O} 理 由 に ょ り 適

でないと考える。

2 個 人 事 業者 \mathcal{O} 相 続 税 に つ V て は、 昭 和 五. + · 八 年 度 0 税 制 改 正 で、 事 業 用 宅地 等 に 0 V) て \mathcal{O}

相 続 税 \mathcal{O} 課 税 \mathcal{O} 特 例 措 置 を 講 じ、 厳 L **(**) 財 政 \mathcal{O} 状 況 \mathcal{O} 中 で 事 業 承 継 \mathcal{O} 円 滑 化 に 特 別 \mathcal{O} 配 慮 を

加 えることとしたところで あ る。 業 種 業 態等 に ょ ŋ 0 特 例 措 置 に 差を 設 け ることは 税

負 担 \mathcal{O} 公 平 \mathcal{O} 観 点 等 か 5 適 当 で な 1 と考え る。

三について

地 方 交 付 税 \mathcal{O} 算 定 12 係 る 環 境 衛 生 関 係 補 助 **公**公 衆 浴 場を含 む。 こに 0 *(*) 7 は 昭 和 五. + 八 年 度

に お 1 て、 ک 0 額 を一 百 万 円 か 5 兀 百 万 円 に 引き上 げ たところで あるが 今 後 に お 7) 7 ŧ 都 道

府 県 0 助 成 \mathcal{O} 実情等 を)踏 まえ て所 要 \mathcal{O} 財 源 措 置 に努め てま V り た \ <u>`</u>